

## 一般ごみ夜間収集事業実施地区選定要領（案）

### （目的）

第1条 この要領は、相模原市が行う一般ごみ夜間収集事業（以下「事業」という。）の新規実施候補地区（以下「候補地区」という。）の選定等に関し基本的な事項を定めることにより、候補地区を適切に選定するとともに、効果的な事業実施を図ることを目的とする。

### （候補地区の対象）

第2条 候補地区の対象は、駅周辺で次の各号のいずれかに該当する地区とする。

- (1) さがみはら商業振興ビジョン(昭和58年3月策定)に位置付けられた中心商業地または地区中心商業地
- (2) ごみの排出がまちの美観を損なっている地区
- (3) ごみの排出が歩行者の安全な通行を妨げている地区
- (4) 中小規模事業者が多く、事業系ごみの適正処理の促進につながる地区

### （候補地区の調査）

第3条 前条第1号に該当する地区の調査は、別表に定める一般ごみ夜間収集事業実施地区選定基準（以下「選定基準」という。）の各項目に従い、資源循環部職員が年2回実施する。

2 前条第2号から第4号に該当する地区の調査は、自治会、商店街組合等の要望等を受け、市長が必要と認めた場合は、選定基準の各項目に従い、資源循環部職員が実施する。

### （候補地区の選定）

第4条 市長は、前条の調査の結果により、選定基準の評点が8点を超えた地区を事業の候補地区として選定する。

2 市長は、候補地区を選定した場合は、事業の実現に向け、当該地区の自治会、商店街組合等との調整を進めるものとする。

### （その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は資源循環部長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成21年 月 日から施行する。

別表(第3条関係)

一般ごみ夜間収集事業実施地区選定基準(案)

No.	評価の視点	項目	評点	備考	
①	まちの美観の確保	まちの美観を損なっている「ごみ集積所」の数 (ごみが山となっている集積所、カラス等によりごみが散乱している集積所)	5箇所以上	6	
			3箇所以上	3	
			1箇所以上	1	
			0	0	
②	歩行者の通行時の安全確保	歩行者の通行に支障がある「ごみ集積所」の数 (歩道がない車道:幅員の4分の1、歩道:幅員の2分の1を超える場合)	5箇所以上	6	
			3箇所以上	3	
			1箇所以上	1	
			0	0	
③	事業系ごみの適正処理の促進	中小規模事業者数	250者以上	3	
			150者以上	2	
			50者以上	1	
			50者未満	0	

\*評点について

評価の視点における①まちの美観の確保及び②歩行者の通行時の安全確保については、評点の最高点を6点とし、③事業系ごみの適正処理の促進における中小規模事業者数の評点については、最高点を3点とする。

<理由>

今後、一般ごみ夜間収集事業を実施する際の主な選定基準は、駅前地区のごみ集積所付近に多量のゴミ袋が排出されることにより、良好な都市環境を阻害していないかどうか、歩行者の安全な通行の妨げとなり市民生活に支障を及ぼしていないかどうかの2点であり、③事業系ごみの適正処理の促進における中小規模事業者数については、駅前地区における商業・業務系店舗の集積状況であることから、事業系ごみの適正排出の判断材料的な意味合いが強いため、評点を半分としたもの。